
景観計画の策定に関する説明会

【議事録】

■概要

日時：令和2年11月29日（日）10：00～10：50

場所：笠間市役所 本所 教育棟2階会議室

出席者：【都市計画課】横山課長，鶴田補佐，鈴木主査，藤枝係長，塙主幹
【日本工営株式会社】中江氏，前田氏

参加者数：5名

■進行

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 説明
- 4 質疑応答
- 5 閉 会

■質疑応答

市民：

自然景観と太陽光発電について、市内を見渡すと太陽光発電パネルの乱立、高圧送電線や50m以上の鉄塔等が目につく状況にあり、豊かな自然や山並みが形成されている景観とは相反していると感じる。

さらに、「笠間の緑豊かな山並みが気に入り東京から移住したが、突然緑の山が削られ、不愉快な思いである。」という住民意見もある。景観は1日2日で出来上がったものではなく、地道に作り上げてきたものであるが、それらが一瞬に台無しになることには、寂しい思いがある。

これらのことから、運用予定の届出制度に比べて、より厳しい条例の制定はできないものか。

事務局：

ご意見いただいた市内の状況は認識しており、それらに対応すべく検討を進めてきた。

県内の景観計画策定自治体では、太陽光発電施設を届出対象としている事例はなく、新たな取り組みである。

関連する条例として、市では既に、「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」を運用している。太陽光の規制や禁止にはならないが、今後は、この既存条例と届出制度の組み合わせにより、防災面や住環境との調和を図っていただけるよう、調整や準備を行っている。再生可能エネルギー自体は悪いことではないため、今後、景観との調和を図るよう検討していただく。

また、施設設置地権者と周辺地権者との意向が異なる場合、その折り合いをつけることは難しい問題のひとつである。このため、県内一律の基準ではなく、きめ細やかに検討していきたいと考えている。市としては、施設設置地権者に対し、景観の重要性について理解を深めていただいたうえで、土地活用を図っていただくよう啓発していくこととしたい。

市民：

良好な景観形成のための行為の制限について、建築物の高さを届出以外で強制することは出来ないのか。

事務局：

景観計画における景観形成基準では、具体的な高さ規定を設けてはおらず、制限を加えるためには都市計画法に基づく「景観地区」等の指定をしない限り、建築物の高さ制限を行うことは、本計画の策定では難しい。

他の手法として、都市計画法に基づき、用途地域に関連した高さ制限を設けることはできるが、今後郊外の住宅地等に新たに制限をかけることは考えていないため、一律に高さ制限を加えることはできない。

現行の茨城県条例に基づき、高さ「31m 以上」の建築物が届出対象行為となっているが、本市では高さ「10m 以上」を届出対象行為と設定し、景観に配慮していただくよう促すこととする。既存の用途地域、その他関連する制度と連携して、建築物に対する規制や誘導を行う方針である。

市民：

景観行政団体には、どのような団体が含まれているのか。

事務局：

景観行政団体とは、景観法により定義される景観行政事務を処理する地方公共団体のことであり、都道府県、政令指定都市、中核市のことである。また、その他の市町村でも、都道府県と協議したうえで景観行政団体に移行したことで、地方公共団体に景観行政を担える権限を移譲したことを意味する。本市は、県内の景観行政団体として12市町村目である。

市民：

計画に位置づける内容を具体的に実行するのは難しいことだと思う。空家等の対応について、倒壊寸前の空家に対する罰則などの措置はないのか。

事務局：

景観法での対応ではないが、空家政策推進室で所管している条例、法律で、指導や勧告を行うことができる。また、強制力としては、勧告や命令、行政代執行による措置も可能である。しかし、基本的には民間所有物であるため、指導により適正管理を行い対処いただきたいと考えている。特に周辺環境への影響が著しい建物などには、これらに基づく指導を働きかけている。

市民：

地区の草刈りや河川清掃の範囲見直しの所管課はどこか。草刈りの範囲の見直しを提案したい。また、道路里親制度の所管課はどこか。補助対象距離の設定が長すぎるので見直しを提案したい。

事務局：

定かではないが、草刈りは環境保全課が所管と思われる。市の道路里親制度は管理課が所管している。見直しのご意見について、関係課を確認のうえ、庁内で情報共有する。

市民：

県内市町村別の太陽光発電施設の設置状況を事務局では把握しているか。また、その要因は何か。

事務局：

太陽光発電施設の設置状況について、本日はお伝えできる数値が手元にないが、県内でも上位に入っていることは把握している。

正確な要因は掴めていないが、遊休地が多いことが一つだと考える。東日本大震災後に再生可能エネルギーへの関心が高まるとともに、都市計画法の開発行為の対象外であり、経済産業省への届出のみで設置可能であったことから、市内で太陽光発電施設が数多く設置された。

本市は県内でもいち早く条例を設けており、対応は早かったと認識している。

これまでも森林法における届出制度等、関連する制度において規制してきたところではあるが、今後は本計画の策定により、景観との調和を図りたい。

市民：

市町村別の太陽光発電施設の設置状況データは開示いただけるか。

事務局：

経済産業省で再生可能エネルギー発電施設の導入状況データを公表しているため、そのデータを示すことは可能である。

事務局：

太陽光発電施設の設置や歴史的まち並みの保全等については、地権者、所有者等の合意形成が重要となり、一帯のエリアで共通認識を持つことで、景観計画その他の施策で規制も可能と考える。景観計画は景観に関する基本的な方針を定めることとなるが、地域ごとに個別の意向があれば、調整のうえ各種制度を活用することも考え得る。まずは、今回の計画策定を良好な景観形成を図るための第一歩と位置づけている。